

2019年2月18日

お客様各位



CS 事業本部

消費者庁調査報告書「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

去る1月28日に、消費者庁から発表された「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書－住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等－」に関する弊社の状況についてご案内させていただきます。

弊社の太陽光発電システムは『屋根置き型』に分類される工法で設置しており、今回火災事故が発生した「鋼板等付帯型」、「鋼板等なし型」の工法は採用しておらず、**火災事故等の再防止策が求められている住宅用太陽光発電システムではございません**。また、弊社の太陽光パネルは第三者認証機関の規格を満たし、安全性を確保された製品となっており、過去に設置した太陽光発電システムにおいて、太陽光パネルに起因する火災発生事例はございません。

なお、今回の消費者庁の発表では具体的な対策は求められていないものの、パワーコンディショナ、接続箱、配線等の施工不良についても言及されており、製品の安全性、保守点検の重要性を再認識し、お客様に安心してご使用いただける取り組みを今後も続けてまいります。

何卒ご理解をいただき、引き続き変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【参考資料】

一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）により、火災事故等の再発防止策に関する製品区分やQ&Aをまとめたものが公表されております。

下記ホームページをご参照ください。

<http://www.jpea.gr.jp/topics/190128.html>